

①表面

年間収入が200万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得130万円)を超える方のための控除計算表

【延滞据置】

給与所得者で年間収入が200万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得130万円)を超える方のみ記入してください。
 該当する金額を控除しても収入200万円(所得130万円)を超える場合、申請しても承認されません。
 (H)が収入200万円(所得130万円)以下になった場合に限り、猶予願(延滞据置)を提出することができます。

控除計算表

※記入上の注意 : 金額は円単位で記入してください。該当する金額がない項目は0円と記入してください。
 : 黒または青のボールペンでご記入ください。(鉛筆や摩擦で消えるタイプのボールペンは使用しないでください。)

A 所得証明書類の年間収入(年間所得)

最新の所得証明書類(または延滞期間に該当する年度の所得証明書類)に記載の金額を記入してください。

- 給与収入のみの場合、給与収入額を記入 (収入) をかこみ金額を記入。
- 給与以外の所得がある場合は、合計所得額(総所得額)を記入 (所得) をかこみ金額を記入。

(A) 収入
所得 2,955,000 円

B 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。

被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄
1 機構 奨子			3		5
2 機構 二郎			4		6

※被扶養者の人数が記載された、奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出が必要です。

(B) 760,000 円

◆控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。 38万円×被扶養者数(表に記入した人数) [2]人 = (B)に記入。

C 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助

※親を奨学生本人の被扶養者としている場合は、(B)へ記入してください。

父母の氏名	続柄	父と母が同居・別居(*1)	年間収入(*2)	父母が生活保護を受給しているかの有無(*3)	父・母どちらかを記入できない場合はその理由(離婚・死別等) 【注】父・母どちらかが未記入であり、この理由欄も未記入の場合は審査できない場合があります。	親へ援助している金額(年間)
機構 花子	父	同居/別居	(収入・所得)	有 / 無	父は在学中に死去したため	円/年
	母		(収入・所得)	有 / (無)		120,000 円/年

- (*1) 父と母が、同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出してください。
- (*2) 父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生が父・母と同居の場合)、(C)の控除は認められません。
父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生が父・母と別居の場合)、(C)の控除は認められません。
- (*3) 父・母が、生活保護を受給している場合、(C)の控除は認められません。

(C) 120,000 円

◆控除額: 年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円(合計76万円)を上限)として実費を控除。
 親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、(C)に記入。
 (父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を、(C)に記入。)

D 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

※親への控除に加えて援助が必要な場合にのみ記入できます。対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、(B)へ記入してください。

援助の受領者氏名	続柄	父母との同居・別居(*4)	年間収入(*5)	生活保護を受給しているかの有無(*6)	学生であるかの有無(*7)	援助している金額(年間)
機構 花恵	妹	同居/別居	(収入) 所得 698,360	有 / (無)	(有) / 無	120,000 円/年
		同居/別居	(収入・所得)	有 / 無	有 / 無	円/年

- ※援助の受領者の所得証明書を提出してください。
- (*4) 援助の受領者が、父・母と同居している場合は、(D)の控除は認められません。
- (*5) 援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生と同居の場合)、(D)の控除は認められません。
援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生と別居の場合)、(D)の控除は認められません。
- (*6) 援助の受領者が、生活保護を受給している場合、(D)の控除は認められません。
- (*7) 援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければ(D)の控除は認められません。

(D) 120,000 円

◆控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。 援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、(D)に記入。

E 奨学生本人にかかる医療費

※奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
 医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、(E)に記入。

(E) 0 円

F 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費

※奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費補助申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
 医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、(F)に記入。

(F) 0 円

G 「災害」事由で願い出る場合の控除経費

※奨学生本人が支払ったことがわかる書類(ローン明細書のコピー、修理または購入領収書のコピー)の提出が必要です。

◆控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。
 奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等の年間合計額を、(G)に記入。

(G) 0 円

H 控除後の年間収入(年間所得)金額

(A) - (B) - (C) - (D) - (E) - (F) - (G) =

(H) 収入
所得 1,955,000 円

※(H)が収入200万円(所得130万円)以下になった場合に限り、猶予願(延滞据置)を提出することができます。

※左記(B)〜(G)の控除の申請には、証明書の提出が必要です。

※各控除の申請に必要な証明書・申請条件等については、②裏面をご確認ください。